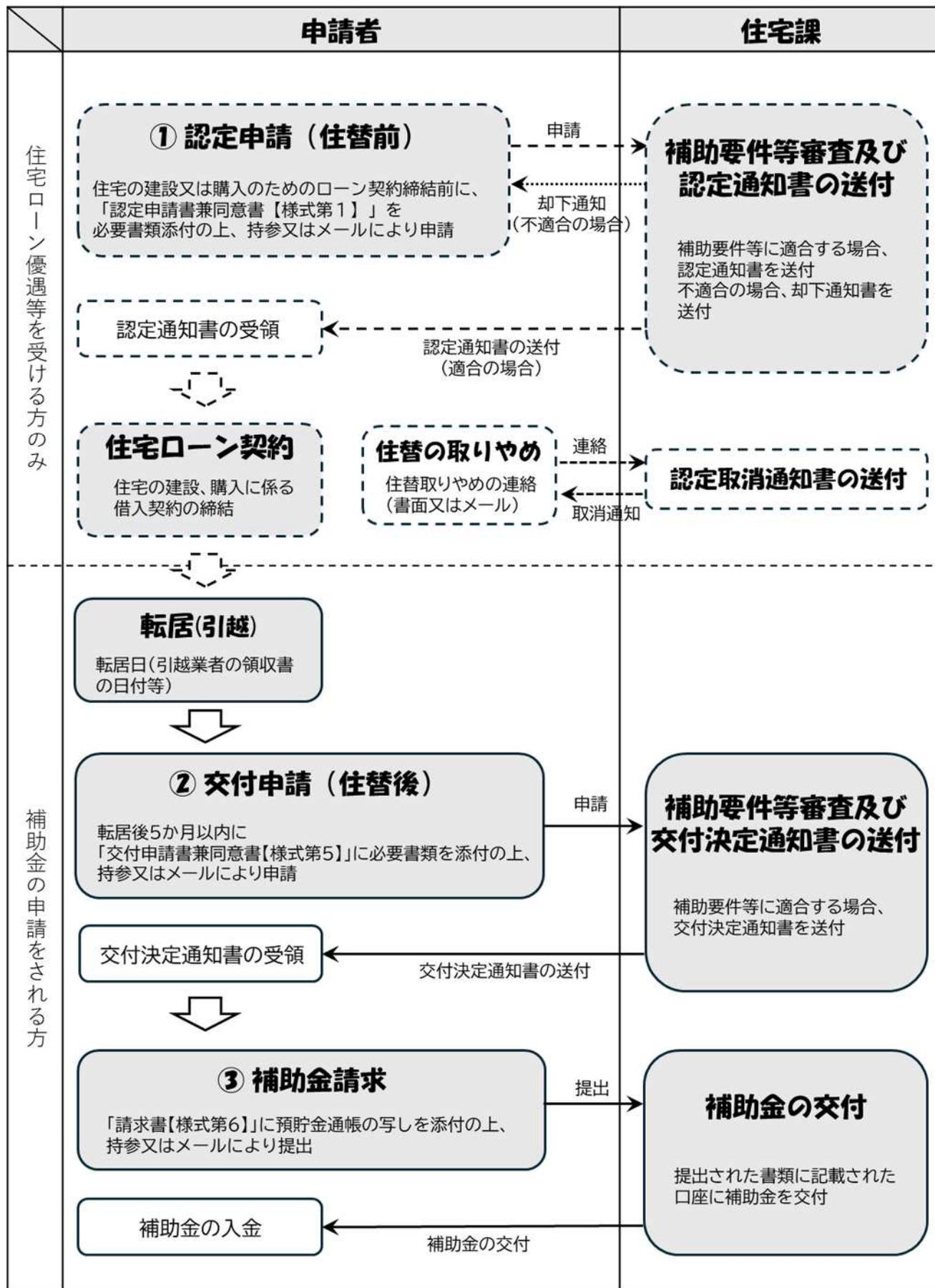


○子育て世帯住替支援事業補助金申請の流れ



【①認定申請に必要な書類】※住宅ローン優遇等を受けるために認定が必要な方のみ申請してください。

- ・ 認定申請書兼同意書（様式第1）（→手引きP7～8記入例参照）
- ・ 転居前の世帯全員の住民票の写し【原本】※1
- ・ 世帯員全員の、鹿児島市の市税に滞納がないことの証明書【原本】※1
- ・ 転居予定の住宅の付近見取図（案内図）及び各階平面図（間取り図）【写し】
- ・ 補助対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類【写し】
- ・ 委任状【原本】（代理人が申請する場合のみ）
- ・ 母子健康手帳【写し】（妊娠中の方がいる場合のみ）
- ・ 戸籍謄本等の親子関係が証明できるもの【原本】（親世帯と同居又は近居をする場合のみ）
- ・ 親世帯全員の住民票の写し【原本】（親世帯と同居又は近居をする場合のみ）※1
- ・ DV被害者であることを証する書類【写し】（DV被害の理由による転居の場合のみ）
- ・ 【フラット35】地域連携型利用申請書（【フラット35】地域連携型を利用する場合のみ）
（新築住宅取得の場合）
 - ・ 工事請負契約書【写し】又は売買契約書【写し】
 - ・ 建築主事等交付の確認済証又は検査済証【写し】※2、3
 - ・ 省エネ基準を満たすことが確認できる書類【写し】
- （既存住宅購入の場合）
 - ・ 売買契約書【写し】
 - ・ 重要事項説明書【写し】
 - ・ 建築主事等交付の検査済証【写し】※3
 - ・ 新耐震基準を満たすことが確認できる書類【写し】

【②交付申請に必要な書類】

- ・ 交付申請書兼同意書（様式第5）（→手引きP9～10記入例参照）
- ・ 転居後の世帯全員の住民票の写し【原本】※1
- ・ 世帯員全員の、鹿児島市の市税に滞納がないことの証明書【原本】※1
- ・ 転居後の住宅の付近見取図（案内図）及び各階平面図（間取り図）【写し】
- ・ 補助対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類【写し】
- ・ 転居日を確認できる書類【写し】
- ・ 建築主事等交付の検査済証【写し】※3
- ・ 委任状【原本】（代理人が申請する場合のみ）
- ・ 母子健康手帳【写し】（妊娠中の方がいる場合のみ）
- ・ 戸籍謄本等の親子関係が証明できるもの【原本】（親世帯と同居又は近居をする場合のみ）
- ・ 親世帯全員の住民票の写し【原本】（親世帯と同居又は近居をする場合のみ）※1
- ・ DV被害者であることを証する書類【写し】（DV被害の理由による転居の場合のみ）
- ・ 立退き・移転引越し費用等に係る通知書等【写し】（立ち退き料等の支払いを受けた場合のみ）
- （新築住宅取得の場合）
 - ・ 工事請負契約書【写し】または、売買契約書【写し】
 - ・ 省エネ基準を満たすことが確認できる書類【写し】
 - ・ 建物の登記事項証明書【写し】
- （既存住宅購入の場合）
 - ・ 売買契約書【写し】
 - ・ 重要事項説明書【写し】
 - ・ 新耐震基準を満たすことが確認できる書類【写し】
 - ・ 建物の登記事項証明書【写し】
- （民間賃貸住宅への引越の場合）
 - ・ 賃貸借契約書【写し】
 - ・ 新耐震基準を満たすことが確認できる書類【写し】

【③補助金請求に必要な書類】

- ・ 請求書（様式第6）（→手引きP11記入例参照）
- ・ 預貯金通帳の写し【写し】

※1 認定申請書兼同意書（様式第1）、交付申請書兼同意書（様式第5）に同意された方は不要

※2 確認済証がない場合は、建築確認台帳記載事項証明書

※3 検査済証がない場合は、検査済証記載事項証明書